

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	健康診査・がん検診事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山市は、健康診査・がん検診事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

富山市長

## 公表日

令和7年3月25日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康診査・がん検診事務
②事務の内容	健康増進法に基づき、疾病の早期発見・早期治療を図り、がんによる死亡率の低下を目的として、健康診査・がん検診を実施するため、対象者への受診券の発行および受診歴管理を行う。 以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 1. 肺・乳・胃・子宮・大腸がん検診一次検査結果、精密検査結果情報 2. 肝炎ウイルス検診一次検査結果、精密検査結果情報 3. 骨粗しょう症検診一次検査結果、精密検査結果情報 4. 歯周疾患検診一次検査結果、精密検査結果情報
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	健康診査・がん検診の対象者の管理、受診券の発行、受診結果の保存・管理、実績集計等
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1 宛名基本管理機能 税関係(法人、共有者含む)、国民健康保険、国民年金、保育料、児童手当、福祉等の住民登録者及び住民登録外者の宛名を一括管理する。 2 宛名送付先管理機能 各システムで出力する送付物に対する送付先宛名を管理する。送付先は使用する業務別に設定する。 3 納税関係者管理機能 固定資産税、個人市民税、軽自動車税の納税義務者に対する納税管理人を管理する。また、相続代表人の管理も行う。 4 送達不能管理機能 送達不能の管理を行う。 5 関連宛名管理機能 再転入等による同一人の管理を行う。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 各事務システム )
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名(連携)システム

②システムの機能	<p>1 宛名管理機能 個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 統合宛名情報の検索・参照・更新を行う。</p> <p>2 情報提供機能(業務情報を中間サーバーに提供するための機能) 各業務情報を一括データで中間サーバーに連携する。 各業務の異動情報を中間サーバーに連携する。</p> <p>3 情報照会機能(他機関へ問合せをするための機能)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 中間サーバー )</p>
<b>システム4</b>	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名(連携)システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。なお、本市においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合宛名システムにおいて行う。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
<b>システム6～10</b>	
<b>システム11～15</b>	
<b>システム16～20</b>	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
健康診査・がん検診特定個人情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表111の項 健康増進法による健康診査・がん検診の実施、受診歴管理に関する事務
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 [主務省令における情報提供の根拠] (139の項) [主務省令における情報照会の根拠] (139の項)
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉保健部保健所地域健康課
②所属長の役職名	地域健康課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康診査・がん検診特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	20～39歳の女性、40歳以上の男女
その必要性	健康増進法に基づく対象者
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	健康診査・がん検診に関する情報(健康増進法第19条の4に基づく情報) 健康診査(肝炎ウイルス・骨粗しょう症・歯周疾患)、がん検診(肺・乳・胃・子宮・大腸)を受診した者の住所、氏名、生年月日及び性別、受診年月日、検診種別、実施機関および検診結果その他実施に必要な事項。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年4月1日
⑥事務担当部署	保健所地域健康課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 宛名管理システム ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 健(検)診実施機関からの検診に関する報告 )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 宛名管理システム )	
③使用目的 ※	健康診査・がん検診業務	
④使用の主体	使用部署	保健所地域健康課、各保健福祉センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	健康増進法に基づく健康診査・がん検診の実施 ①各種健診・検診受診券の発行 ②受診歴管理	
情報の突合	本人からの申請内容の確認を行うため、健康管理システムにおける宛名情報と記載内容の突合。	
⑥使用開始日	令和4年7月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	外部パンチ入力(健(検)診実施機関からの検診に関する報告)	
①委託内容	健(検)診実施機関からの検診に関する報告をパンチ入力	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社インテック 行政システム事業本部	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		



## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。
- ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

[健康診査・がん検診特定個人情報ファイル]

(1) 肺がん検診・肺がん精密検査ファイル

1.対象年度 2.宛名番号 3.連番 4.一般検査\_受診年月日 5.一般検査\_X線番号 6.一般検査\_受付番号 7.一般検査\_フィルム番号 8.一般検査\_指導区分 9.一般検査\_指導区分(喀痰) 10.一般検査\_受診方法 11.一般検査\_受診場所 12.一般検査\_医療機関コード 13.一般検査\_未受診理由 14.一般検査\_登録日 15.精密検査\_受診年月日 16.精密検査\_指導区分 17.精密検査\_備考 18.精密検査\_医療機関コード 19.精密検査\_未受診理由 20.精密検査\_登録日 21.費用区分 22.予備項目\_区分 23.予備項目\_日付 24.予備項目\_コード 25.更新日付 26.更新時刻 27.職員コード 28.所属コード 29.行政センター 30.地区センター 31.バッチ番号\_月 32.バッチ番号\_バッチNo. 33.バッチ番号\_データ区分 34.バッチ番号\_修正区分

(2) 乳がん検診・乳がん精密検査ファイル

1.対象年度 2.宛名番号 3.連番 4.一般検査\_受診年月日 5.一般検査\_受付番号 6.一般検査\_フィルム番号 7.一般検査\_指導区分 8.一般検査\_受診方法 9.一般検査\_受診場所 10.一般検査\_医療機関コード 11.一般検査\_未受診理由 12.一般検査\_登録日 13.精密検査\_受診年月日 14.精密検査\_指導区分(右) 15.精密検査\_指導区分(左) 16.精密検査\_備考 17.精密検査\_医療機関コード 18.精密検査\_未受診理由 19.精密検査\_登録日 20.費用区分 21.検診予約会場番号 22.予備項目\_区分 23.予備項目\_日付 24.予備項目\_コード 25.更新日付 26.更新時刻 27.職員コード 28.所属コード 29.行政センター 30.地区センター 31.バッチ番号\_月 32.バッチ番号\_バッチNo. 33.バッチ番号\_データ区分 34.バッチ番号\_修正区分

(3) 胃がん検診・胃がん精密検査ファイル

1.対象年度 2.宛名番号 3.連番 4.一般検査\_受診年月日 5.一般検査\_受付番号 6.一般検査\_フィルム番号 7.一般検査\_指導区分 8.一般検査\_受診方法 9.一般検査\_受診場所 10.一般検査\_医療機関コード 11.一般検査\_未受診理由 12.一般検査\_登録日 13.精密検査\_受診年月日 14.精密検査\_指導区分 15.精密検査\_備考 16.精密検査\_医療機関コード 17.精密検査\_未受診理由 18.精密検査\_登録日 19.費用区分 20.検診予約会場番号 21.予備項目\_区分 22.予備項目\_日付 23.予備項目\_コード 24.更新日付 25.更新時刻 26.職員コード 27.所属コード 28.行政センター 29.地区センター 30.バッチ番号\_月 31.バッチ番号\_バッチNo. 32.バッチ番号\_データ区分 33.バッチ番号\_修正区分

(4) 子宮がん検診・子宮がん精密検査ファイル

1.対象年度 2.宛名番号 3.連番 4.一般検査\_受診年月日 5.一般検査\_受付番号 6.一般検査\_フィルム番号 7.一般検査\_指導区分(頸部) 8.一般検査\_指導区分(体部) 9.一般検査\_受診方法 10.一般検査\_受診場所 11.一般検査\_医療機関コード 12.一般検査\_未受診理由 13.一般検査\_登録日 14.精密検査\_受診年月日 15.精密検査\_指導区分 16.精密検査\_備考 17.精密検査\_医療機関コード 18.精密検査\_未受診理由 19.精密検査\_登録日 20.費用区分 21.検診予約会場番号 22.予備項目\_区分 23.予備項目\_日付 24.予備項目\_コード 25.更新日付 26.更新時刻 27.職員コード 28.所属コード 29.行政センター 30.地区センター 31.バッチ番号\_月 32.バッチ番号\_バッチNo. 33.バッチ番号\_データ区分 34.バッチ番号\_修正区分

(5) 大腸がん検診・大腸がん精密検査ファイル

1.対象年度 2.宛名番号 3.連番 4.一般検査\_受診年月日 5.一般検査\_受付番号 6.一般検査\_フィルム番号 7.一般検査\_指導区分 8.一般検査\_受診方法 9.一般検査\_受診場所 10.一般検査\_医療機関コード 11.一般検査\_未受診理由 12.一般検査\_登録日 13.精密検査\_受診年月日 14.精密検査\_指導区分 15.精密検査\_備考 16.精密検査\_医療機関コード 17.精密検査\_未受診理由 18.精密検査\_登録日 19.費用区分 20.検診予約会場番号 21.予備項目\_区分 22.予備項目\_日付 23.予備項目\_コード 24.更新日付 25.更新時刻 26.職員コード 27.所属コード 28.行政センター 29.地区センター 30.バッチ番号\_月 31.バッチ番号\_バッチNo. 32.バッチ番号\_データ区分 33.バッチ番号\_修正区分

(6) 肝炎ウイルス検診ファイル

1.種別コード 2.検索年度 3.宛名番号 4.連番 5.年度 6.受診日 7.HBs検査 8.HCV検査 9.HCV検査値 10.RNA検査 11.C肝判定区分 12.受診方法 13.医療機関コード 14.受診区分 15.委託料区分 16.費用負担 17.予備項目1(精密検査受診日) 18.予備項目2(精密検査医療機関コード) 19.予備項目3(精密検査結果) 20.予備項目4 21.予備項目5 22.登録日 23.更新日 24.更新時刻 25.職員コード 26.所属コード 27.行政センター 28.地区センター 29.予備項目\_区分 30.予備項目\_日付 31.バッチ番号\_月 32.バッチ番号\_バッチNo. 33.バッチ番号\_データ区分 34.バッチ番号\_修正区分

(7) 骨粗しょう症検診ファイル

1.対象年度 2.宛名番号 3.連番 4.一般検査\_受診年月日 5.一般検査\_受付番号 6.一般検査\_フィルム番号 7.一般検査\_指導区分 8.一般検査\_受診方法 9.一般検査\_受診場所 10.一般検査\_医療機関コード 11.一般検査\_未受診理由 12.一般検査\_登録日 13.精密検査\_受診年月日 14.精密検査\_指導区分 15.精密検査\_備考 16.精密検査\_医療機関コード 17.精密検査\_未受診理由 18.精密検査\_登録日 19.費用区分 20.検診予約会場番号 21.予備項目\_区分 22.予備項目\_日付 23.予備項目\_コード 24.更新日付 25.更新時刻 26.職員コード 27.所属コード 28.行政センター 29.地区センター 30.バッチ番号\_月 31.バッチ番号\_バッチNo. 32.バッチ番号\_データ区分 33.バッチ番号\_修正区分

(8) 骨粗しょう症検診結果ファイル

1.対象年度 2.宛名番号 3.連番 4.検査テーブル\_分類コード 5.検査テーブル\_検査コード 6.検査テーブル\_検査値 7.検査テーブル\_判定区分

(9) 歯周疾患検診結果ファイル

1.対象年度 2.宛名番号 3.受診日 4.問診1 5.問診1-その他 6.問診1-数値 7.問診2 8.問診2-その他 9.問診2-数値 10.問診3 11.問診3-その他 12.問診3-数値 13.問診4 14.問診4-その他 15.問診4-数値 16.問診5 17.問診5-その他 18.問診5-数値 19.問診6

10.問診3-その他 11.問診3-数値 12.問診4 13.問診4-その他 14.問診4-数値 15.問診5 16.問診5-その他 17.問診5-数値 18.問診6 19.問診6-その他 20.問診6-数値 21.問診7 22.問診7-その他 23.問診7-数値 24.問診8 25.問診8-その他 26.問診8-数値 27.問診9 28.問診9-その他 29.問診9-数値 30.問診10 31.問診10-その他 32.問診10-数値 33.歯の状況右上 34.歯の状況左上 35.歯の状況右下 36.歯の状況左下 37.健全歯数 38.未処置歯数 39.処理歯数 40.現在歯数 41.要補綴歯数 42.欠損補綴歯数 43.歯肉の状態 44.歯肉の状態(最大値) 45.口腔清掃状態 46.他所見 47.他所見-その他 48.判定区分 49.指示区分 50.医療機関コード 51.医師名 52.連絡事項 53.連絡事項-その他 54.予備項目\_区分(精密検査結果) 55.予備項目\_日付(精密検査受診日) 56.予備項目\_コード(精密検査医療機関コード) 57.更新日付 58.更新時刻 59.職員コード 60.所属コード 61.行政センター 62.地区センター

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健康診査・がん検診特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの申出については本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手することはできない。</li> <li>・申請者が代理人である場合には、本人と代理人の関係を示す書類、代理人の身分証明書の提示等を要件としている。</li> <li>・システム利用の権限は業務上必要な職員のみを与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。</li> <li>・管理項目はあらかじめ決められており、それ以外の項目は入力できない仕組みになっている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<不適切な方法で入手が行われるリスク> ・届出等の際、様式において住民が使用目的を認識できるようになっている。 <入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク> ・窓口で離席する場合は、必ず端末画面が見られないよう措置を講ずるものとする。 ・システム保守を行う委託事業者と秘密保持契約を締結し、委託事業者から情報が漏えいすることを防止する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務に必要な情報の定められたインターフェイスに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。</li> <li>・システムにアクセスできる端末を限定し、許可なくシステムに接続して紐付けできないようになっている。</li> <li>・番号法の別表に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなっている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている                                      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当て、職員カード(ICカード)とパスワードによる認証を行っている。</li> <li>・ユーザーIDごとの使用履歴を取得し管理している。</li> </ul>
その他の措置の内容	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢>

リスクへの対策は十分か

「

十分である

」

- 1) 特に力を入れている
- 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク>

- ・システム利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当て、パスワードによる認証を行っている。
- ・ユーザーIDごとの使用履歴を取得し管理している。
- ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効を行う。





6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>番号法の規定に基づき、認められた範囲においての特定個人情報の照会を行う。 ログを管理し、定期的に監査するとともに、目的外の入手を行えないようアクセス制限を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、自国、捜査内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び紹介した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、捜査内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

その内容	—
再発防止策の内容	—

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク&gt;</p> <p>■保存期限を過ぎたシステム上の特定個人情報については、保健所地域健康課の所属長の権限で消去を行う。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[    ] 十分に行っている                      [    ] <input checked="" type="checkbox"/> 十分に行っている <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div>
具体的な方法	<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムを取り扱う職員に対し情報セキュリティ確保のための研修の受講を義務付け、富山市情報セキュリティポリシーおよび富山市情報セキュリティ共通実施手順等を遵守させている。</li> <li>・委託業者については、契約内容にポリシーの遵守に関する項目を設けている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170
②請求方法	自己情報開示(訂正・削除・利用停止)請求書を、特定個人情報を保有している主管課に提出することにより受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	下記以外の事項 各健(検)診の受診年月日、受診機関名、受診時の年齢、受診方法、受診結果。 精密検査を受診している場合は、精密検査の受診年月日、受診機関名、受診結果。
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部情報システム課 電話番号 076-443-2015
②対応方法	・問合せ受付票等を準備し、対応記録を残す。 ・規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月10日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

